

関 係 各 位

輸出通関における保税搬入原則見直しに関する取扱いについて

平成 23 年 10 月 1 日から施行される輸出通関における保税搬入原則の見直し（以下、「本制度」といいます。）につきましては、本年 8 月、関税法基本通達等の改正を受け、税関及び NACCS センターの共催による本制度の概要に関して説明会（中部地区：8 月 25 日、名古屋本関地区：8 月 26 日）を実施したところですが、本制度施行に伴う留意事項等を下記のとおりまとめたので、お知らせいたします。

また、本制度にかかる「Q&A」を別添のとおり取りまとめましたので、ご参照願います。

記

1. 輸出申告書の記載方法等について

(1) マニュアルによる輸出申告

イ. 搬入前後の記載

輸出しようとする貨物につきましては、保税地域への搬入の有無にかかわらず輸出申告を行うことが可能となりますが、当該輸出申告にかかる許可につきましては、輸出しようとする貨物が保税地域に搬入されることが条件となる関係から、申告毎に審査終了後貨物搬入まで許可書の交付を保留にするもの（保税地域等貨物搬入前の輸出申告（以下、「搬入前輸出申告」といいます。））と、審査終了後速やかに許可書を交付するもの（保税地域等貨物搬入後の輸出申告（以下、「搬入後輸出申告」といいます。））とを区別する必要がありますので、予め輸出申告書の表題の右隣に搬入前輸出申告の場合は「前」と、搬入後輸出申告の場合は「後」と朱書きで記載してください。

また、搬入前輸出申告の場合、保税地域への搬入後、速やかに申告先通関部門に保税地域への搬入があった旨の連絡をお願いいたします。

ロ. コンテナ詰めされた貨物の記載

コンテナ詰めされた貨物（以下、「コンテナ貨物」といいます。）である場合には、輸出申告書の「個数、記号、番号」欄には、次に掲げる例示をご参考に記載してください。

【個数、記号、番号】欄記載例

- ① 『コンテナ詰めされた貨物』（従前どおりの記載）
 - ② 『コンテナ番号』（従前どおりの記載）
 - ③ 同一荷主複数輸出申告のコンテナ貨物は『同一輸出者の混載』（新規）
 - ④ 複数荷主複数輸出申告のコンテナ貨物は『複数輸出者の混載』（新規）
- ※1：同一荷主一輸出申告のコンテナ貨物は上記①②のみとなります。
- ※2：③又は④については、後記（2）イのシステムによる入力方法を例に、『701』又は『901』と記載していただいても構いません。

（2）システムによる輸出申告

イ．輸出申告事項登録における「コンテナ本数」欄の入力方法

「コンテナ本数」欄の入力方法は、「混載でないコンテナの場合」又は「混載されたコンテナ貨物」に応じ次のとおりとなります。

- ・同一荷主一輸出申告のコンテナ貨物：「本数をそのまま入力」
- ・同一荷主複数輸出申告のコンテナ貨物：1桁目に「7」、残り2桁「本数」（注）
【例：コンテナ1本に同一荷主で複数申告がある場合：「701」】
- ・複数荷主複数輸出申告のコンテナ貨物：1桁目に「9」、残り2桁「本数」
【例：コンテナ1本に複数荷主の複数申告がある場合：「901」】

（注）説明会において、コンテナ1本に同一荷主で複数輸出申告の場合には、入力方法を「901」としていましたが、税関検査となった場合の通関業者間の連絡の要否を識別しやすいように「701」と取り扱うこととします。

ロ．搬入前輸出申告の旨の表示方法

システムにより行われた搬入前輸出申告（区分1のうち貨物の搬入時に「輸出搬入時状況通知」が配信された申告（輸出許可が保留となる。）及び区分2、区分3）については、輸出申告控の表題の右隣に「前」と朱書きで記載（※）してください。

また、海上貨物にかかる搬入前輸出申告であって輸出申告控の提出を省略する場合は、当該申告の添付書類等に搬入前輸出申告であることがわかるように、当該添付書類1ページ目の右上に「前」と朱書きで記載してください。

なお、区分1で許可となった添付書類については朱書きを省略しても差し支えありません。

（※ これにより、税関審査の際に搬入前申告の識別が分かり易くなり、また、貨物搬入前にシステムに審査終了登録後、数量変更等があり搬入後に申告内容訂正及び再度審査終了登録を要する場合には、当初審査終了済みの複数の申告書類の中からの抽出が容易になります。）

2. 輸出申告時の取扱い

(1) 予備申告の廃止

イ. 他法令手続

予備申告が廃止され搬入前申告が可能となりますが、搬入前申告は、「本申告」となります。このため、他の法令による許可・承認等を要する貨物につきましては輸出申告の際に、検査又は条件の具備を要する貨物については、審査の際に税関による確認を受ける必要がありますので、ご留意願います。

ロ. 申告内容の訂正

システムで行われた搬入前申告の内容に変更がある場合は、従前どおりシステムによる変更は可能です。

(2) 検査及び貨物確認の対応

搬入前輸出申告にかかる税関による検査等を要する貨物については、原則として、当該申告にかかる貨物が保税地域等に搬入された後に検査等を行うこととなります。

ただし、搬入前検査が可能な貨物（関税法基本通達 67-1-7（4）及び（5）に掲げられる貨物）につきましては、申告者の申出により当該輸出申告のあった官署の管轄地域における税関長の指定した場所（税関長の指定した場所とは、税関検査場を原則とします。）において当該検査を行うことが可能です。

搬入前検査の申出は、通達に掲げられる必要な書類を提出のうえ口頭により行うことができますが、適宜の様式に「通達の〇〇に該当すると思われるため、搬入前検査を希望する」旨を記載して通関部門に提出して頂いても差し支えありません。

税関では、当該申出に基づき搬入前検査の適否（※）を連絡します。また、搬入前検査を行う場合には、検査指定票により検査貨物等を指定します。

※ 例えば、コンテナ詰め混載貨物にかかる搬入前検査は原則として認められません。

(3) コンテナ扱い申出の廃止（海上貨物）

コンテナ扱い申出が廃止され、従前コンテナ扱いを利用できなかった貨物につきましては、コンテナ詰め後に輸出申告を行うことが可能となります。

また、従前コンテナ扱いの申出を要していたものにつきましては、当該申し出を行うことなくコンテナ詰め後に輸出申告を行うことが可能となります。

税関による審査及び検査等は、従前のお取り扱いします。

(4) 車上通関扱い（航空貨物）

航空貨物の車上通関扱いにつきましては、搬入前輸出申告においても可能となりますが、従前と同様、申告先官署の通関部門宛に車上通関扱い申出を行った後に、輸出申告を行ってください。

(5) 輸出申告の撤回

輸出申告の撤回につきましては、「輸出申告撤回申出書（税関様式 C-5240）」を申告先官署の通関部門宛に提出することにより行うこととなります。また、システムによる輸出申告において、通関予定蔵置場が変更されること等により申告先官署が変更される場合には、同一税関管内に限りシステムによる「輸出申告変更（官署変更）（EDY）」業務等により、申告先を変更することが可能となります。

EDY 業務等を用いた官署変更を行う場合の輸出申告の撤回につきましては、従来の輸出申告の撤回と区別するため、以下のとおり取り扱います。

- ① EDY 業務による申告撤回・再申告を行う場合には、予め申告先官署の通関部門に連絡のうえ、輸出申告撤回申出書に必要事項を記載の上、申請書の備考欄に「官署変更に伴う撤回」と記載し、通関部門宛に提出してください。

この場合、システムによる MSB 業務又は FAX 等により、通関部門に事前に提出しても差し支えありませんが、当初申告にかかる添付書類の返却の際には、当該申出書の原本を提出してください。

また、検査指定をされていた輸出申告の場合は、当該申出書の提出時に併せて検査指定票の提出をお願いいたします。

- ② 当該撤回申出書により税関がその旨をシステムに登録した後（システムでは通関業者等への帳票等による通知がありませんので、登録状況を通関部門にお問い合わせください。）、EDY 業務等による申告撤回・再申告を行うことが可能となります。

なお、EDY 業務により申告撤回されますが、当該業務は開庁時間内に行う必要がありますのでご留意願います。当該業務を行う時間が開庁時間外になる場合は、予め開庁時間外の事務の執行を求める届出を行う必要がありますので、事前に当初申告先官署の通関部門に相談のうえ所要の手続きを行ってください。

※EDY 業務を送信すると、「あて先官署コード」及び「通関予定蔵置場コード」を除き、当初輸出申告の内容を反映した「輸出申告事項登録（EDA）」業務画面が展開されます。

- ③ 前記②により、申告撤回を行った場合には、速やかに当初申告先官署の通関部門に撤回を行った旨を報告してください。税関は当該撤回を確認後に、当初申告にかかる添付書類を返却します。

なお、返却に際しては、輸出申告撤回申出書の適宜の箇所に「受領年月日」、「受領者名（署名）」を記載していただくこととなります。

(6) 関係書類の提出

輸出申告をシステムにより行った場合、関係書類は、申告日から3日以内に提出することとなりますが、搬入前輸出申告で区分1として許可となった申告にかかる関係書類は、当該申告の許可日から3日以内に提出することとなります。

なお、搬入前輸出申告で区分1として選定された貨物が、保税地域搬入後、区分2以上の

審査区分となった場合には、当該申告にかかる関係書類を速やかに申告官署に提出してください。

3. その他

(1) 本制度施行前後の取扱い

イ. 予備申告

9月30日までに行った予備申告にかかる本申告につきましては、10月1日以降も引き続き処理を行うことが可能です。

ロ. コンテナ扱いの申出

9月30日までにコンテナ扱い申出を行ったもので、同日までに当該申出の適否が終了していないものにつきましては、当該申出を撤回のうえ、本制度に基づく輸出申告を行っていただきますようお願いいたします。

(2) 開庁時間外の取扱いについて

既に輸出申告をしている場合で、当該官署の開庁時間外に輸出の許可を必要とする場合は、従前のおり開庁時間外の事務の執行を求める届出を提出していただく必要がありますのでご注意ください。

なお、名古屋港または清水港に所在する官署において、それぞれの官署の執務時間内に輸出通関が完了せず、当初の申告官署以外（本関特別通関班または興津出張所特別通関班）での許可を希望する場合は、当初の輸出申告を撤回のうえ、本関特別通関班または興津出張所特別通関班へ再申告する必要がありますので、予め申告先官署に相談のうえ、必要な手続きを履行願います。この場合、前記2.（5）によるEDY業務を利用した簡易な手続きも可能となります。

また、貨物の搬入見込み時間が執務時間外であるため本関特別通関班または興津出張所特別通関班に対し搬入前申告を行っていたが、貨物の搬入時間が執務時間内に変更となる場合は、当初の輸出申告を撤回し、貨物の蔵置場を管轄する官署への再申告が必要になることから、上記と同様、申告先官署への申出、EDY業務の利用等必要な手続きの履行をお願いいたします。

輸出通関における保税搬入原則の見直しに関するQ&A

番号	項目	設 問	回 答	備 考
1	申告時期	従前の輸出申告前に行う予備申告は、本申告する日の為替レートが確定していないと申告できなかったが、搬入前輸出申告が行える時期はいつか。	搬入前輸出申告は、申告日の為替レートを適用しますので、申告時期に制限はありません。輸出貨物を含め申告内容が確定し、必要書類が揃った後に申告することができます。	
2	申告時期	搬入前輸出申告を行う際、例えば見込み数量でも申告可能か。	輸出申告は、貨物の品名、数量及び価格等適正な内容で税関長に申告する必要があります。	
3	申告方法	現在コンテナ扱いが認められない輸出者であっても、今後は貨物をコンテナ詰めした後、輸出申告することが可能になるのか。	可能となります。	
4	申告方法	貨物をコンテナに詰めたまま輸出申告できるようになるが、コンテナ詰め後の輸出申告を行うことに何か条件があるのか。	特に条件はありません。	
5	申告方法	同一荷主の貨物が混載されている場合とはどのようなものか。	同一荷主により複数輸出申告されたコンテナ貨物をいいます。	
6	申告方法	同一荷主が複数輸出申告する場合と、複数荷主の貨物を混載し輸出申告する場合とは、コンテナ本数欄の入力方法は異なるか。	同一荷主による複数輸出申告の場合は1桁目に「7」を、複数荷主の貨物が混載されている場合は1桁目に「9」を入力し、残り2桁に「本数」を入力してください。 (例) ・コンテナ1本に同一荷主の貨物に係る複数輸出申告:「701」 ・コンテナ1本に複数荷主の貨物に係る複数輸出申告:「901」	説明会からの変更点
7	申告方法	混載コンテナ3本のうち、申告者Aの貨物がコンテナ2本に単独で詰められ、3本目に申告者Aと申告者Bの貨物が混載されている場合、どのように入力するのか。	以下の例にならって入力してください。 (例) ・申告者A ⇒ コンテナ本数欄に「903」 ・申告者B ⇒ 同 「901」	
8	申告方法	貨物をコンテナに詰めたまま搬入前輸出申告を行う場合、写真や貨物の明細について提出するメリットはあるのか。	写真等が提出された場合、予め税関が貨物の形状を把握することによって、審査・検査に要する時間の短縮等につながることが想定されます。	
9	申告方法	搬入前輸出申告を行う際、動物検疫、植物検疫等、他法令の必要書類はいつまでに提出が必要か。	現行と同様、他の法令による許可・承認等を要する貨物については「輸出申告の際」に、検査又は条件の具備を要する貨物については「審査の際」に提出する必要があります。	
10	申告方法	減免税に係る申告(定11条、定17条、暫8条等)であっても搬入前輸出申告を行うことは可能か。	可能です。なお、輸出の事実が減免税適用の条件となっている場合、これまでと同様、輸出の時点は申告日ではなく許可・搭載日となります。	
11	申告方法	車上通関扱い貨物であっても輸出申告を行うことは可能か。	可能となりますので、現行と同様、申告部門に対して車上通関扱いの申出を行った後に輸出申告を行ってください。	
12	搬入前検査	搬入前検査の税関への申出は書面か口頭か。	口頭で結構です。また、任意の様式により搬入前検査を希望する旨を記載して通関部門に提出されても差し支えありません。	
13	搬入前検査	搬入前検査の申出は「輸出者」とされているが、輸出者の代理人である通関業者が申し出てもよいのか。	輸出者に代わり通関業者が申し出ることも可能です。	
14	搬入前検査	搬入前輸出申告により検査扱いとなった場合、検査は搬入後となるのか。	輸出貨物の検査は、原則として、貨物が保税地域等へ搬入された後に実施することになります。	
15	搬入前検査	荷主の異なる貨物が詰められたコンテナ貨物の搬入前検査は認められるのか。	荷主の異なる貨物が詰められたコンテナ貨物の一部に対して検査を行う場合は、原則として、検査対象貨物のみをコンテナから取り出し、税関に提示していただく必要があります。搬入前検査を実施することに支障があるため、搬入前検査は認められません。	
16	搬入前検査	申告官署ではなくコンテナ詰め場所を管轄する最寄りの税関官署で搬入前検査を受けることは可能か。	コンテナ貨物が保税地域等に搬入された後、申告官署において検査を実施することになります。	
17	搬入前検査	コンテナ貨物の検査について、輸出者から申し出た場合、税関長の指定する場所で検査するとあるが、税関長の指定した場所とはどこか。	コンテナ貨物に係る搬入前検査は、原則として税関の検査場で行うこととなります。	
18	搬入前検査	搬入前検査終了後、速やかに保税地域等に搬入されることが確実であることはどのような意味か。	検査終了後、コンテナ貨物を自社の工場などに戻すことなく、合理的な経路により直接保税地域等に搬入することを搬入前検査の条件としていますので、速やかに搬入してください。なお、必要に応じコンテナヤードへの搬入受付日等を確認させていただくことがあります。	
19	搬入前検査	搬入前検査の条件に、「積付状況説明書その他仕入書等により貨物の内容が明らかであること」とあるが、貨物の内容が明らかとはどのような状況をいうのか。	コンテナ貨物を検査するためには、税関は事前にコンテナの積付状況を把握しておく必要があることから、必要に応じ、積付状況説明書等を提出していただきます。	
20	官署変更	通常の申告撤回と官署変更による申告撤回では、輸出申告撤回申出書の様式は異なるか。	申告撤回の申出は、今までは任意の様式で行われましたが、今後は申告撤回理由にかかわらず「輸出申告撤回申出書(C-5240)」により行うこととなります。	
21	官署変更	搬入前輸出申告の時点ではAirを予定していたものがSea扱いに変更となった場合、EDY(輸出申告変更(官署変更))業務は可能か。	貨物情報が異なるためEDY業務は行えません。従来の手続きにより当初の航空システムによる申告を撤回し、海上システム又はマニュアルで再申告をすることとなります。	
22	官署変更	EDY業務が可能な時期は搬入前、許可前、許可後の何れとなるのか。	許可前であれば搬入後でも可能です。なお、EDY業務は、同一税関内に限り行える業務ですので注意願います(同一税関内とならない場合は、従来の撤回・再申告の手続きが必要です。)	
23	官署変更	EDY業務を行う際、通関業者は税関が撤回申出の受理登録を行ったことをどのように確認すればよいのか。	システムでは、通関業者への帳票等の通知はありませんので、登録状況を通関部門にお問い合わせください。	
24	開庁時間外	税関の開庁時間外の取扱いに変更点はあるか。	現行と同様の取り扱いとなります。	
25	開庁時間外	「BIC(搬入後確認登録)」業務の遅れ等の理由で、「1CE(輸出申告搬入後処理)」業務が開庁時間外になる可能性がある場合、予め開庁時間外の事務の執行を求める届出をする必要はあるのか。	開庁時間外に輸出許可が必要な場合は、予め開庁時間外の事務の執行を求める届出が必要となります。届出がなされていない場合、税関の開庁時間となるまで輸出の許可は受けられません。	
26	AEO関連	AEO通関業者が特定委託輸出申告を行った際、審査区分2扱いとなった場合であっても、税関が審査終了を行えば搬入前でも許可となるのか。	許可となります。今回の改正によって、AEO通関業者が行う特定委託輸出申告等においては、貨物の搬入前に当該申告の許可を可能にしています。	